

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案の概要

＜法改正の必要性＞

土壌汚染対策法の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る土地（以下「施行前使用廃止地」という）については、附則第3条によって第3条（土壌汚染状況調査）の適用が除外されている。



東京ガス豊洲工場跡地に東京都中央卸売市場が移転するようなケースが土壌汚染状況調査の適用除外となることで、不特定多数の者に健康被害が生ずる危険性がある。



施行前使用廃止地のうち一定の用途に使用されるものについては、土壌汚染状況調査を行わせる必要がある。

＜法改正の概要＞

1 特定公共施設等の用に供しようとする土地が施行前使用廃止地であるかどうかの調査（附則第5条関係）

- ① 土壌汚染状況調査が行われていない土地を新たに特定公共施設等（公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設であって、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。）の用に供しようとする者は、都道府県知事に土地の所在地等を届け出なければならない。
- ② 届出を受けた都道府県知事は、その土地が施行前使用廃止地であるかどうかを調査し、その結果を届出をした者に対し速やかに通知しなければならない。

2 施行前使用廃止地を特定公共施設等の用に供しようとする場合の土壌汚染状況調査（附則第4条関係）

施行前使用廃止地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする場合を第3条（土壌汚染状況調査）の対象とする。

3 その他の施行前使用廃止地についての検討（附則第7条関係）

政府は、1・2によるもののほか、施行前使用廃止地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する方策等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

